

## 尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて

### 1 背景、経緯、根拠法令等

都道府県は、医療法第30条の4第1項において、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定め、同法第30条の6第2項により少なくとも6年（平成27年4月1日から改正。従来は5年）ごとに見直しを行うものとされている。

本県では、「愛知県地域保健医療計画」を策定し、5年間の計画期間で策定してきたが、医療法の一部改正等に伴い、期間の途中においても随時見直しを行ってきており、前回は、平成25年3月に見直しを行い、平成25年度から平成29年度の5年間の計画を策定していることから、平成30年3月までに見直しを行う必要がある。

また、平成26年6月の医療法改正により、同法第30条の4第2項第7号及び第8号において、都道府県において医療計画の一部として策定することとされた「地域医療構想」について、同法第30条の14により、構想区域ごとに「協議の場」を設け地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとされていることから、平成28年10月に策定した「愛知県地域医療構想」の達成を推進する「協議の場」として地域医療構想推進委員会を設置し、協議を行う。

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
基準病床数の見直し	平成18年度～22年度					平成23年度～27年度					28・29年度	見直し		
医療法改正等による見直し前の計画	第4回見直し（平成18年度～22年度）					第6回見直し（平成23年度～27年度）							30年度～35年度	
医療法改正等による見直し			医療法改正（第5回見直し） 平成20年度～24年度					医療計画作成指針等改正 （第7回見直し）平成25年度～29年度						
地域医療構想 （医療計画の一部）											策定	推進		

### 2 計画期間

平成30年度から平成35年度まで（6年間）

### 3 本県の見直し方針

- 次期医療計画は、引き続き県全体の計画である「愛知県地域保健医療計画」（以下「県計画」という。）と、2次医療圏ごとの計画である「愛知県医療圏保健医療計画」（以下「圏域計画」という。）で構成する。春日井保健所及び江南保健所管内は「尾張北部医療圏」で、圏域計画は「尾張北部医療圏保健医療計画」。
- 2次医療圏については、現行医療計画で定めている12医療圏のうち、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、11医療圏とする。
- 基準病床数については、国が新たに示した算定方法に基づき見直しを行う。
- 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。

- 次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- 次期周産期医療体制整備計画は、医療計画の「周産期医療対策」に一本化させる。

### 4 見直しスケジュール

年月	県計画	尾張北部医療圏保健医療計画	調査
29年 4～6月	（たたき台作成）	（たたき台作成）	
7月	H29.7.7 県医療体制部会 （素案検討）	（素案作成） H29.7.25 <b>第1回尾張北部医療圏保健医療計画策定委員会</b> （素案検討・意見照会）	患者 一日 実態 調査
8月		（素案修正・原案の案作成）	
9月		H29.9.7 <b>第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議</b> （原案の案検討） 同日 第1回尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会	
11月	県医療体制部会 （試案検討） 県医療審議会 （原案の決定）		
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメントの実施		
30年 1月		<b>第2回尾張北部医療圏保健医療計画策定委員会</b> （原案修正・最終原案作成）	
2月	県医療体制部会 （案検討）	<b>第2回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議</b> （最終原案検討） 第2回尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会	
3月	県医療審議会（答申）⇒<策定>		

**【参考：国の医療計画作成指針等について】**

**5 見直しのポイント**

目次		主な見直しのポイント
はじめに		今回の計画の見直し理由を修正、計画期間の修正
第1章 地域の概況	第1節 地勢	時点修正
	第2節 交通	
	第3節 人口及び人口動態	
	第4節 保健・医療施設	
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第1節 がん対策	時点修正（「緩和ケア病棟」、県計画との整合性（「全国がん登録」、禁煙サポート薬局
	第2節 脳卒中対策	時点修正（「脳卒中救急医療システム」）
	第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	時点修正（「医療提供体制」、県計画との整合性（「心筋梗塞等の心血管疾患へ名称見直し」、「在宅復帰後の継続的管理」）
	第4節 糖尿病対策	特定健康診査結果、健康や食育に関する情報提供
	第5節 精神保健医療対策	県計画との整合性（「精神疾患ごとに医療機能を整理」、
	第6節 歯科保健医療対策	時点修正、県計画との整合性（「ライフステージに応じた対策」）
第3章 救急医療対策		時点修正（「救急医療体制」）
第4章 災害医療対策		時点修正（「災害拠点病院」、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」、県計画との整合性（「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」、尾張北部医療圏医療救護活動計画
第5章 周産期医療対策		時点修正（「妊娠期からの切れ目のない支援」）
第6章 小児医療対策		時点修正（「救急救命センター」、県計画との整合性（「関係機関の連携による支援」）
第7章 在宅医療対策		時点修正（「在宅医療提供状況」、県計画との整合性（「介護との連携」）
第8章 病診連携等推進対策		時点修正（「病診連携の取組み」、「地域医療支援病院」）
第9章 高齢者保健医療福祉対策		時点修正（「地域包括ケアシステムの取組み」）
第10章 薬局の機能強化等推進対策	第1節 薬局の機能推進対策	時点修正（「薬局の取組み」）
	第2節 医薬分業の推進対策	時点修正（「かかりつけ薬剤師・薬局」）
第11章 健康危機管理対策		時点修正

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成29年3月28日厚生労働省告示第88号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）が平成29年3月に行われた。

愛知県では、これを受け、平成25年3月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、新たな計画を策定する。（計画期間：平成30年度～平成35年度）

**【国の指針等改正のポイント】**

(1) 5疾病・5事業及び在宅医療

ア 5疾病・5事業及び在宅医療について、引き続き、重点的に取組みを推進する。なお、「急性心筋梗塞」は、「心筋梗塞等の心血管疾患」へ名称の見直し。

イ 精神疾患の医療体制の見直し

(ア) 将来の精神病床における入院需要や地域移行に伴う基盤整備量の目標設定などを通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(イ) 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、医療機関の役割分担・連携を推進し、各医療機関の医療機能を明確化する。

ウ 従来個別の計画を策定していた「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化。

エ 現状把握のため全都道府県共通の指標について、より医療提供体制を客観的に比較可能なものに変更。（新しく追加された指標等のデータについては、8月を目途に、国から都道府県へ配布される予定。）

(2) 地域医療構想について

地域医療構想を踏まえた、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築

(3) 医療・介護の連携

ア 地域医療構想や市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と整合がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置する。（市町村との協議の場の設置の具体的な進め方については、国において検討中であり、追って具体的な内容が示される予定。）

イ 計画期間を5年から6年に変更し、3年ごとに見直される市町村介護保険事業計画等との作成・見直しサイクルを一致させる。